(H) 八年目については、七千四百トン
(I) 九年目については、七千七百トン
(J) 十年目については、八千トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、八千三百トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、十七パーセントとする。

(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、二十パーセントとする。

(C) 表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、八パーセントとする。

(D) 表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三十六パーセントとする。

(E) 表の2欄に五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三十・六パーセントとする。

(F) 表の2欄に六個の星印（＊＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三十パーセントとする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(46)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(47) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき百トンとする。

(ii) 枠内税率は、二十パーセントとする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(47)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(48) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、千トン
(B) 二年目については、千二百トン
(C) 三年目については、千四百トン
(D) 四年目については、千六百トン
(E) 五年目については、千八百トン
(F) 六年目については、二千トン
(G) 七年目については、二千二百トン
(H) 八年目については、二千四百トン
(I) 九年目については、二千六百トン
(J) 十年目については、二千八百トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、三千トン

(ii) 枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳で、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(48)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(49) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき千三百トンとする。

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、十二・八パーセントとする。

(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十四・九パーセント（その率が一キログラムにつき十一円五十銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）とする。

(C) 表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十・七パーセントとする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(49)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(50) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき千六百トンとする。

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から十一・五パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる十一・五パーセントから無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から十七パーセント（その率が一キログラムにつき十一円五十銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）とし、この枠内税率は、二年目の初日から行われる十七パーセント又は一キログラムにつき十一円五十銭の従量税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(C) 表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から九・五パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる九・五パーセントから無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(D) 表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から十四・九パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる十四・九パーセントから無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(50)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(51) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、百八十トン
(B) 二年目については、三百六十二トン
(C) 三年目については、五百四十四トン